

水上村分別収集計画(第6期)

平成22年 6月 1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、人吉球磨広域行政組合に処理委託しているが当最終処分場は残余容量が数年分しかないにも係わらず、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・分別収集の意義・知識の普及促進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	39 ^t	41 ^t	46 ^t	49 ^t	53 ^t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、地域、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、本市廃棄物減量等推進審議会に容器包装部会を設置するとともに、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバッグ)の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール 以外の紙製容器包装

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	4 t	4 t	5 t	5 t	6 t
主としてアルミ製の容器	5 t	5 t	6 t	6 t	7 t
無色のガラス製容器	4 t	5 t	5 t	5 t	6 t
	(引渡) 4 t 独自処理 -t	(引渡) 5 t 独自処理 -t	(引渡) 5 t 独自処理 -t	(引渡) 5 t 独自処理 -t	(引渡) 6 t 独自処理 -t
茶色のガラス製容器	10 t	10 t	11 t	11 t	11 t
	(引渡) 10 t 独自処理 -t	(引渡) 10 t 独自処理 -t	(引渡) 11 t 独自処理 -t	(引渡) 11 t 独自処理 -t	(引渡) 11 t 独自処理 -t
その他のガラス製容器	2 t	2 t	2 t	3 t	3 t
	(引渡) 2 t 独自処理 -t	(引渡) 2 t 独自処理 -t	(引渡) 2 t 独自処理 -t	(引渡) 3 t 独自処理 -t	(引渡) 3 t 独自処理 -t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t	2 t	2 t	3 t	3 t
主として段ボール製の容器	7 t	7 t	8 t	8 t	9 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
	(引渡) 1 独自処理 -t	(引渡) 1 独自処理 -t	(引渡) 1 独自処理 -t	(引渡) 1 独自処理 -t	(引渡) 1 独自処理 -t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	4 t	4 t	4 t	5 t	5 t
	(引渡) 4 t 独自処理 -t	(引渡) 4 t 独自処理 -t	(引渡) 4 t 独自処理 -t	(引渡) 5 t 独自処理 -t	(引渡) 5 t 独自処理 -t

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1 t		1 t		2 t		2 t		2 t	
	(引渡量)	独自処理	(引渡量)	独自処理	(引渡量)	独自処理	(引渡量)	独自処理	(引渡量)	独自処理
	1 t	- t	1 t	- t	2 t	- t	2 t	- t	2 t	- t
	1 t		1 t		2 t		2 t		2 t	
(うち白色トレイ)	(引渡量)	独自処理	(引渡量)	独自処理	(引渡量)	独自処理	(引渡量)	独自処理	(引渡量)	独自処理
	1 t	- t	1 t	- t	2 t	- t	2 t	- t	2 t	- t
	1 t		1 t		2 t		2 t		2 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績(分別収集の意識の高まり等を考慮し補正した数値)×人口変動率

人口変動率は、次のとおり設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
2,498 人 (対前年度比) △ 1.26 %	2,463 人 (対前年度比) △ 1.40 %	2,439 人 (対前年度比) △ 0.97 %	2,414 人 (対前年度比) △ 1.03 %	2,350 人 (対前年度比) △ 2.65 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、缶・ガラスびんについては、現在の行政組合のリサイクルプラザ工場棟で、選別、圧縮・保管するものとする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率に進めていくため、自主的な地域リサイクル活動を推進していく。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、環境衛生指導員制度を導入し、各区に1人ずつ配置する。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。